

## 播磨町新型コロナウイルス感染防止強化対策補助金募集要項

### 1 制度内容

町内事業所(店舗)の安定した事業継続を支援するため、これまでの感染防止対策に加え、さらなる感染防止対策のために行う設備投資に対し経費の一部を補助します。

### 2 補助対象者

- 町内に事業所(店舗)を有する中小企業者等  
(中小企業、小規模企業、個人事業者、NPO法人等)  
※町内で事業を営んでおり、かつ、今後も事業を継続する予定であること。  
※申請には、「事前エントリー」が必要です。

### 3 補助対象経費

- 新型コロナウイルス感染防止対策に資する設備の購入費・工事費  
※対象経費が5万円以上のものが対象(複数の購入費・工事費の合算可能)  
※消費税及び地方消費税は補助対象経費の対象外となります。

#### 【対象となる経費の例】

飛沫対策	・仕切り用アクリル板、ビニールカーテンの購入費 ・間仕切り設置等の改修工事費 ・フィジカルディスタンスの確保に必要なレイアウトの変更工事費
換気対策	・CO2センサー、除菌機能付空気清浄機、除菌(換気)機能付エアコン、サーキュレーターの購入費 ・網戸、換気窓、換気扇の新設工事費
接触対策	・キャッシュレス機器、セルフレジの購入費 ・非接触自動水洗、全自動トイレへの更新工事費 ・自動扉への改修工事費
その他	・次亜塩素酸水発生装置、サーモグラフィーの購入費 ・手洗い場の新設工事費

※設備購入に伴う送料、設置費は対象経費の対象となります。

#### 【対象とならない経費】

- ・必要な経費書類を用意できないもの
- ・消毒液、マスク、フェイスシールド、フィルター等の消耗品
- ・汎用性が高いもの(パソコン、タブレット、ネットワーク機器等)
- ・ソフトウェア等の購入費やシステム開発費
- ・オークション等による購入やポイント等による支払い
- ・サービス利用料、リース料、レンタル料
- ・人件費、委託費、外注費
- ・公租公課、振込手数料、決済手数料、保証期間延長料金、リサイクル料
- ・国、県等による同様の補助金の交付を受けたもの
- ・感染防止対策目的であることが明確ではないもの
- ・その他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

### 4 補助対象期間

- 令和3年10月1日(金)～令和4年1月31日(月)  
※期間内に発注(契約)を行い、期間内に設置・施工完了するもの  
※期間内に費用全額の支払いが完了するもの

## 5 補助率・補助金上限額

対象事業所(店舗)	購入・施工先	補助率	補助上限額
兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給を受けた店舗（飲食店・喫茶店）	町内事業所 町外事業所	4/5 以内	30 万円 ※2
	町内事業所 ※1		
上記以外	町内事業所	2/3 以内	
	町外事業所		

※1 全ての対象経費が町内事業所からの購入・施工であること。

※2 補助金が 30 万円未満の場合は、千円未満切り捨て

## 6 事前エントリー

申請には、「**事前エントリー**」が必要です。ただし、事前エントリーをもって、補助金の交付を確約するものではありません。

### ●エントリー期間

令和 3 年 10 月 1 日(金) 8:30 ~ 令和 3 年 12 月 28 日(火) 17:00

※先着順 期間内であっても予算額に達した時点で締め切ります。

### ●エントリー方法

(1) 播磨町ホームページ（エントリーフォーム）にアクセスし、必要事項を入力の上、エントリーしてください。

※登録するメールアドレスに通知が届くよう「elg-front.jp」を受信できるようにしてください。



【エントリーフォーム URL】

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1631141703176>

(2) 登録したメールアドレス宛に「受付通知」が届きます。

※「到達番号」「問合せ番号」「受付番号」は、補助申請やお問い合わせに必要な番号となるので、大切に保管してください。

※受付通知メールが届かない場合は、お問い合わせください。

※メールが届かない場合、ドメイン指定等されている方は「elg-front.jp」を受信できるように設定してください。

### ●事前エントリーの注意事項

- ・補助金の交付を受けるためには、別途**補助申請**が必要です。補助申請を受けて審査を行い、交付又は不交付を決定します。
- ・エントリー権利を他の事業者(事業所)に譲渡することはできません。
- ・WEB からエントリーできない場合は、「事前エントリーシート」を FAX で送信しますので、お問い合わせください。(FAX によるエントリーの場合、受付までに時間がかかります。)
- ・事業所(店舗)ごとにエントリーが必要です。
- ・事前エントリーを取り下げる場合は、お問い合わせください。

## 7 補助申請

### ●申請受付期間

令和3年10月11日(月)～令和4年2月28日(月) ※消印有効

### ●申請書類 ※必要に応じて追加書類の提出を求められます。

- (1) 播磨町新型コロナウイルス感染防止強化対策補助金交付申請書
- (2) 補助対象経費が分かる書類
  - ・(別紙1) 領収書内容一覧表
  - ・領収書やレシート等の写し(領収書番号順にA4用紙に編綴)
- (3) 実施した状況が分かる写真
  - ・設置した設備の写真
  - ・工事施工前と施工後の写真
- (4) 営業実態のわかる書類
  - ・確定申告書の別表一又は第一表の写し
  - ・飲食店・喫茶店の場合は、兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給通知書の写し
  - ※新規創業の場合は、開業届、営業許可証等
- (5) 事業所(店舗)の所在地がわかる書類(確定申告書で確認できる場合は不要)
  - ・所在地の記載がある公共料金の領収書等
- (6) 申請者名義の口座の通帳の写し
  - ・通帳の表紙と見開きページの写し
  - ※紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出(銀行名・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるもの)

### ●申請方法

レターパック等の郵便物の追跡ができる郵送による申請を原則とします。

### ●補助申請の注意事項

- ・補助金の交付は、1事業所(店舗)につき1回限りとします。
- ・町内に複数の事業所(店舗)を有する場合は、事業所(店舗)ごとに申請が可能です。
- ・町内の消費を喚起するため、購入・施工は、可能な限り町内事業所をご利用ください。
- ・申請書類を受理した後、内容を審査の上、交付(不交付)を決定し、通知します。
- ・虚偽不正等が判明した場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

## 8 申請書の提出先・お問い合わせ先

播磨町役場住民グループ 地域振興チーム

〒675-0182 播磨町東本荘1丁目5番30号

TEL 079-435-2364